

宮崎県犯罪被害者等支援基本計画



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和4（2022）年4月

宮 崎 県

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 国の動き	1
2 県内の動き	1
3 位置づけと期間	2
4 基本方針	2
5 重点課題	2
6 推進体制	2
第2章 犯罪被害の現状等について	4
1 本県における事件・事故の概況	4
2 犯罪被害者等の抱える様々な問題	7
第3章 重点課題と基本的施策の体系	12
第4章 犯罪被害者等支援に向けた具体的施策	13
第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組	
1 相談及び情報の提供等	13
2 犯罪被害者等の支援を担う人材の育成	17
3 民間支援団体の活動の支援	19
4 連携協力の推進	20
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	
1 心身に受けた影響からの回復	22
2 安全の確保	24
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	26
第3 損害回復・経済的負担の軽減への取組	
1 経済的な助成に関する情報の提供、助言等	28
2 居住の安定	30
3 雇用の安定	31
4 日常生活の支援	32

第4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組	
1 県民及び事業者の理解の増進	33
2 学校における教育	35

巻末資料

○ 犯罪被害者等基本法	37
○ 宮崎県犯罪被害者等支援条例	44
○ 制定経過	49
○ 宮崎県内の犯罪被害者等相談窓口	55

(注)

第4章に記載している各施策の所管課名は、令和3（2021）年度時点のものです。

第1章 基本的な考え方

1 国の動き

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16（2004）年12月に「犯罪被害者等基本法」（以下、「基本法」といいます。）が制定されました。

また、基本法に基づき犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「犯罪被害者等基本計画」（以下、「基本計画」といいます。）が、平成17（2005）年12月に閣議決定され、現在、「第4次基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」に基づき、施策が推進されています。

2 県内の動き

平成14（2002）年4月に宮崎県弁護士会において犯罪被害者支援委員会が発足しました。その後、弁護士会と警察との間で連携が整う中で、平成15（2003）年2月に宮崎県警察本部と宮崎県弁護士会犯罪被害者支援委員会との間で国内初の「犯罪被害者支援連絡会協力体制」の合意書が締結されました。その後、平成16（2004）年2月に社団法人「宮崎犯罪被害者支援センター」（現在の公益社団法人「みやざき被害者支援センター」）が設立され、同年4月に業務開始となったほか、宮崎県警察本部、宮崎県弁護士会、みやざき被害者支援センターの3者の間で「犯罪被害者支援連絡会議運営協定」が締結される等、基本法の制定前から犯罪被害者支援に関する態勢整備が行われてきました（なお、「みやざき被害者支援センター」は、平成17（2005）年11月17日に、宮崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました）。

県では、平成17（2005）年1月に策定した「宮崎県人権教育・啓発推進方針」において、犯罪被害者等の人権を重要な人権課題の一つとして位置づけ、施策の方向性を明らかにし、関係機関等と連携を図りながら、犯罪被害者等支援に取り組んできたところです。

また、平成28（2016）年7月に性犯罪・性暴力被害者のためにワンストップで支援することを目的とした「性暴力被害者支援センター・さぽーとねっと宮崎」が設置されました。

今般、充実した支援を行うため、令和3（2021）年7月に「宮崎県犯罪被害者等支援条例」（以下、「県条例」といいます。）を制定し、施行しました。

なお、県内の市町村では、令和3（2021）年4月に木城町において、「木城町犯罪被害者等支援条例」が施行されています（令和4（2022）年4月1日から三股町において「三股町犯罪被害者等支援条例」が施行されます。また、日向市においても、条例制定に関する議案が提案されています）。

3 位置づけと期間

- (1) この計画は、基本法第5条及び県条例第9条に基づく計画です。
- (2) この計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。ただし、計画の期間中であっても、社会状況の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

4 基本方針

この計画は、県条例第3条に定める次の基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を推進します。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

5 重点課題

この計画は、次の4つの重点課題を掲げ、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。

- 第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組
- 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 第3 損害回復・経済的負担の軽減への取組
- 第4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組

6 推進体制

この計画の推進に当たっては、犯罪被害者等の声を踏まえ、庁内において各部署が連携しながら施策を進めるとともに、市町村や関係団体と役割分担を確認し、相互に協力及び連携を図りながら、施策を進める必要があります。

庁内の関係課で構成する「宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議」、県内の関係機関や団体で構成される「宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会」及び県内各地域の「警察署犯罪被害者等支援連絡協議会」と連携を図り、犯罪被害者等が居住する地域に関係なく、県内すべての地域において同等の支援が受けられる体制を整備します。

(1) 宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議

犯罪被害者等を多面的に支援するため、知事部局における連絡・協力及び意見調整等を目的として設置しています。

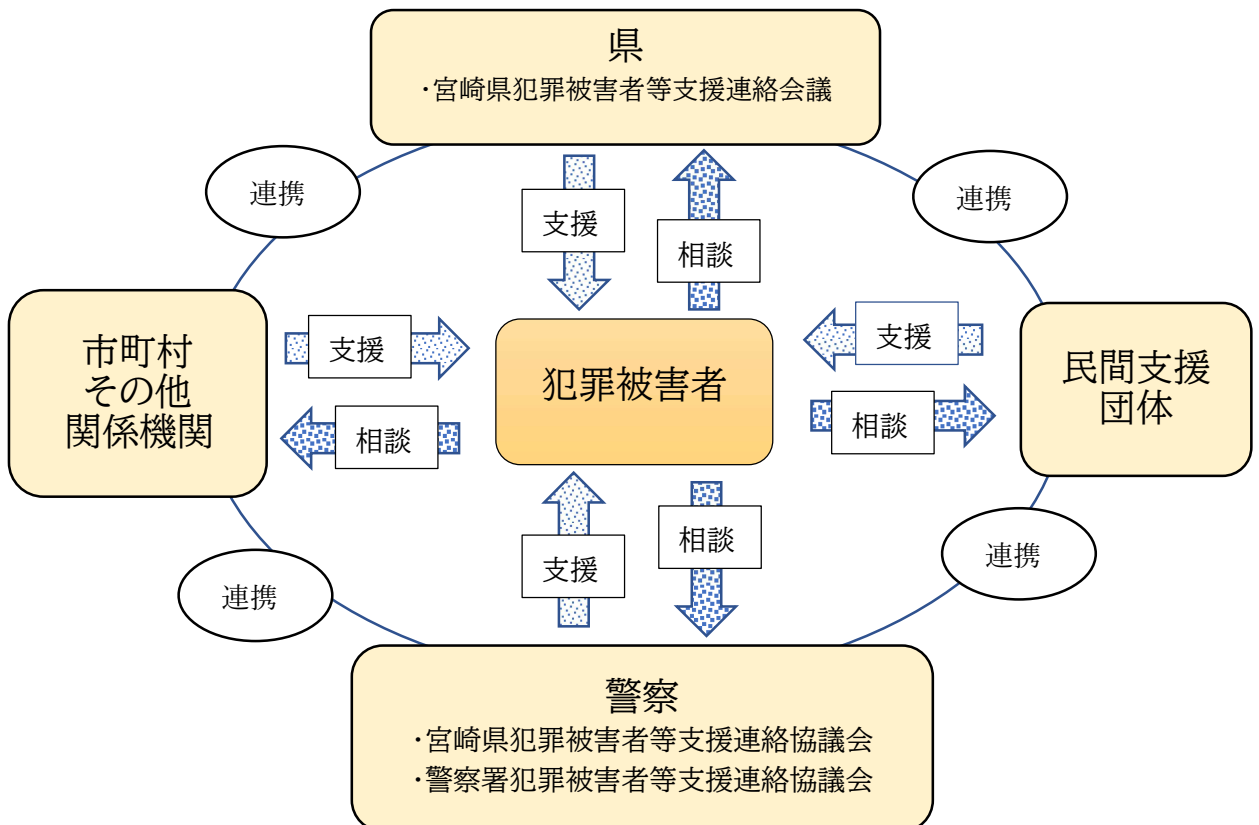
(2) 宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会

行政機関及び民間団体等との相互の協力及び緊密な連携により、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえた犯罪被害者等支援活動を効果的に推進することを目的として設置しています。

(3) 警察署犯罪被害者等支援連絡協議会

各警察署単位で地域の実情に応じて、警察署、市町村、学校、医療機関、弁護士会等の関係機関で組織する支援協議会を、県内13警察署に設置し、情報交換等による地域レベルでの連携体制を構築しています。

犯罪被害者等に対する支援のイメージ

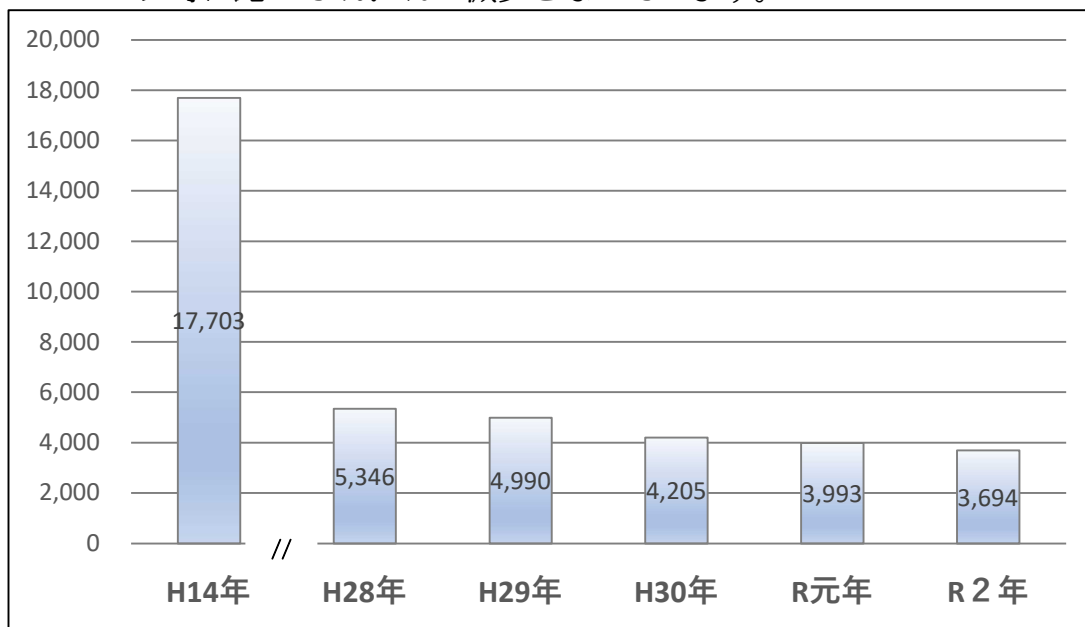


第2章 犯罪被害の現状等について

1 本県における事件・事故の概況

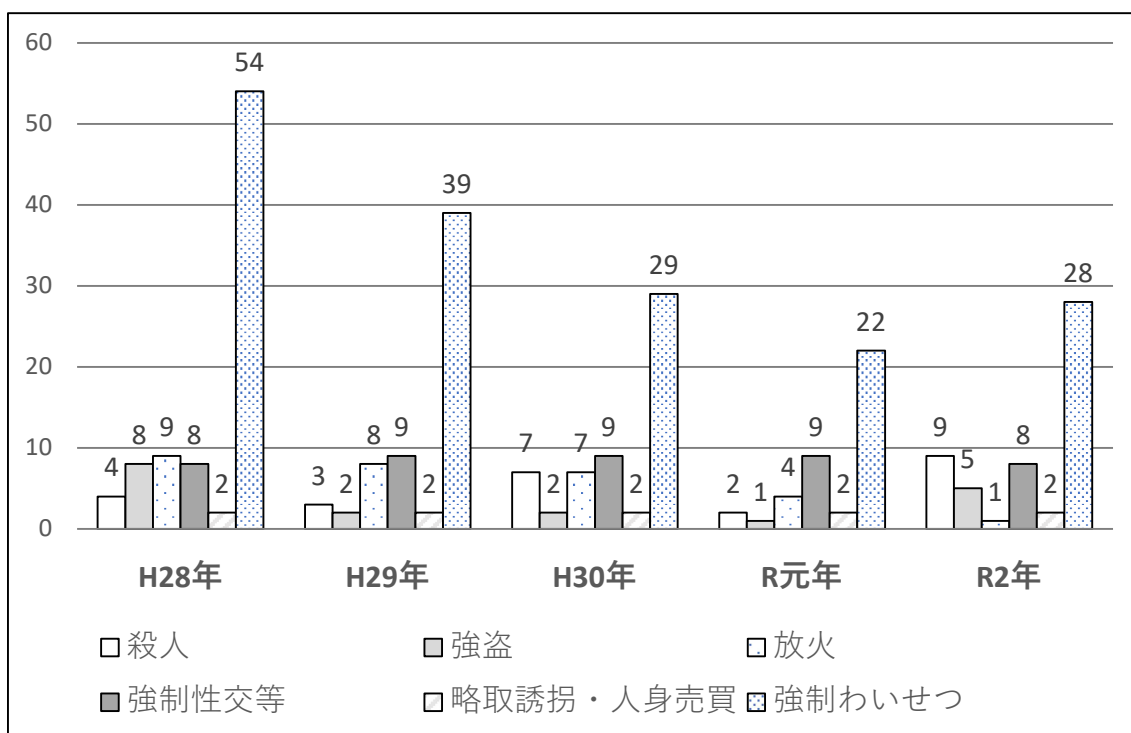
(1) 刑法犯認知件数

宮崎県における刑法犯認知件数は、平成14(2002)年の17,703件をピークに年々減少し、令和2(2020)年中の認知件数は3,694件で、ピーク時に比べて79.1%の減少となっています。



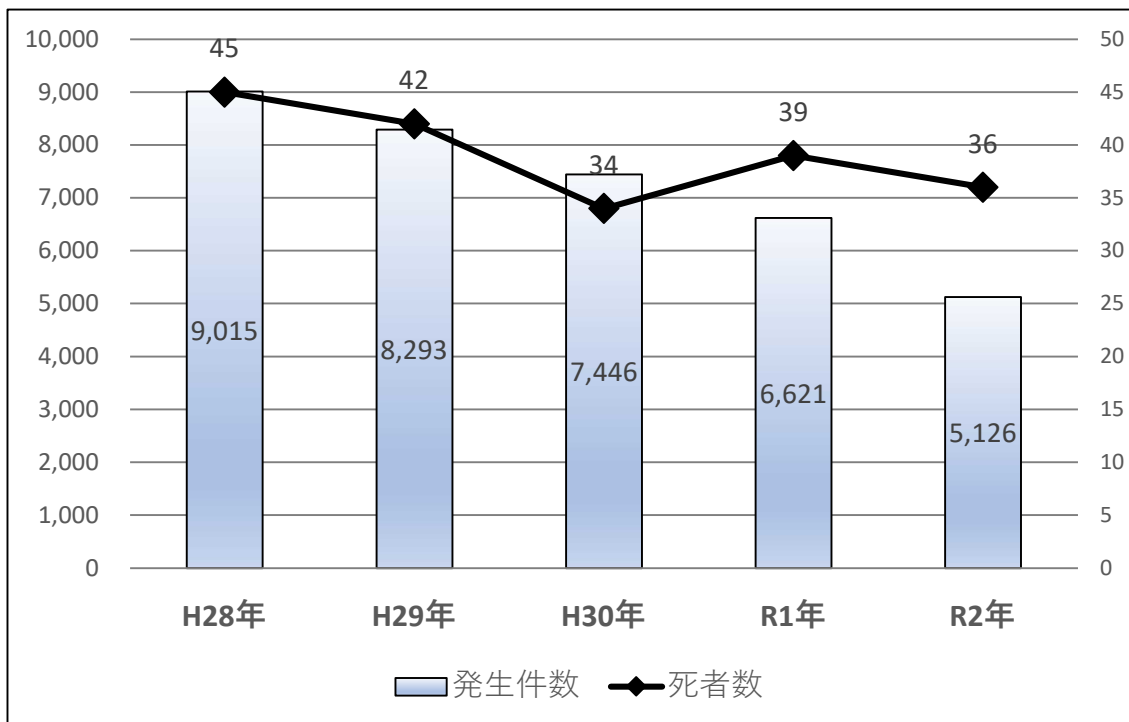
(2) 重要犯罪認知件数

宮崎県における重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等)の認知件数は、下表のとおりですが、強制性交・強制わいせつの身体犯が多くの件数を占めています。



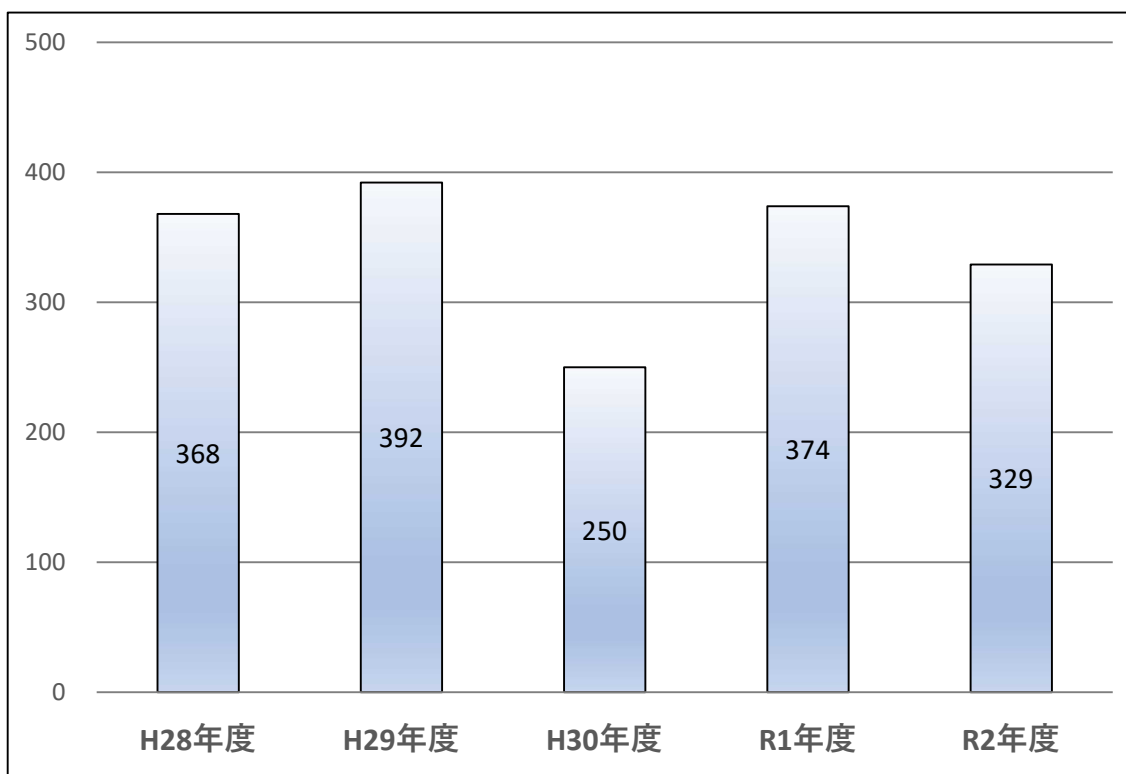
(3) 交通事故の発生状況

宮崎県における交通事故（人身事故）の発生は年々減少しており、令和2（2020）年中の交通事故発生件数は、5,126件、死者数は36人となっています。



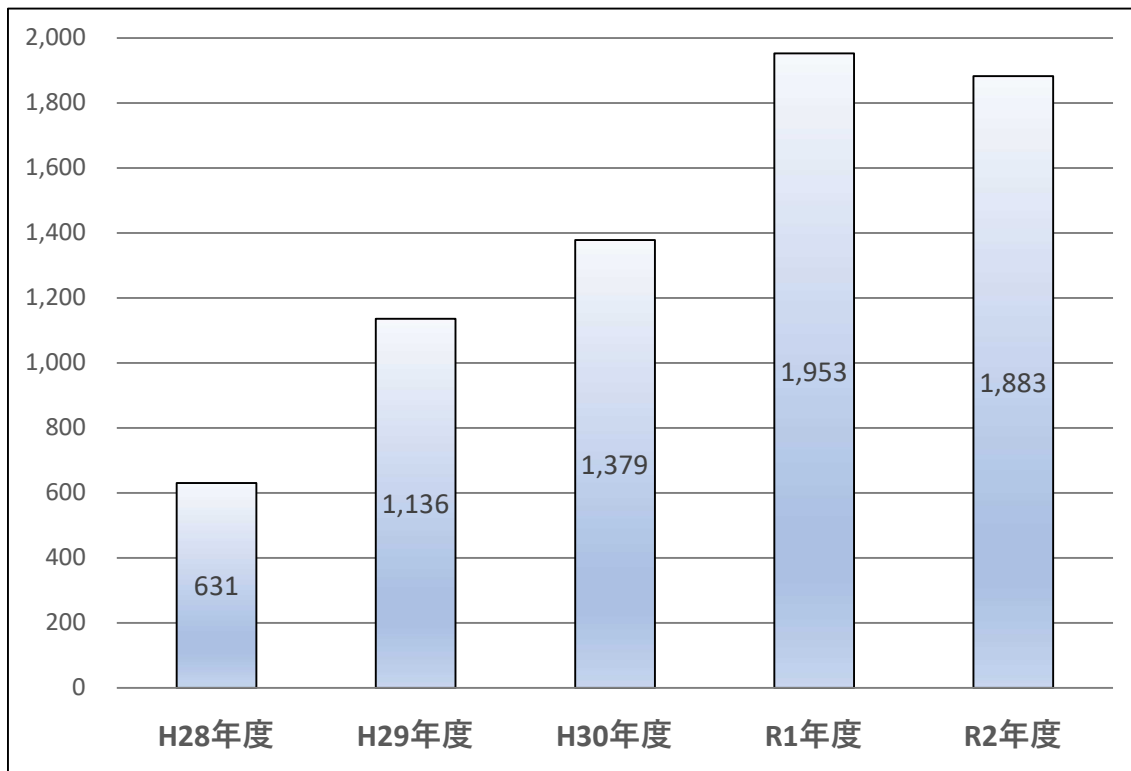
(4) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

県内の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力（DV）に係る相談件数は、概ね300～400件で推移しています。



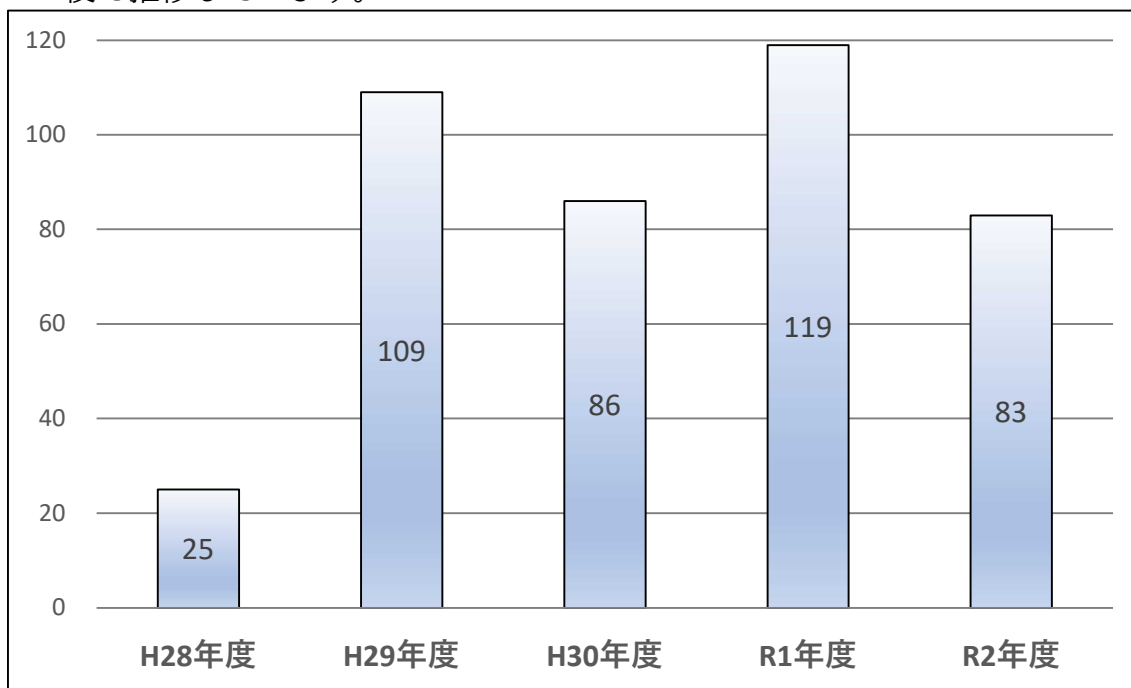
(5) 県内児童相談所における児童虐待の相談対応件数

県内の児童相談所が受け付けた児童虐待にかかる相談対応件数は、概ね、増加傾向にあります。



(6) 性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」における相談件数

平成28(2016)年7月に開設された性暴力被害者等を対象とした相談機関である「さぽーとねっと宮崎」における相談件数は、概ね100件前後で推移しています。



【注】 H28年度は、H28年7月からの件数

2 犯罪被害者等の抱える様々な問題

(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

(2) 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、下記のような状況が見られます。

①心身の不調
②生活上の問題
③周囲の人の言動による傷つき
④加害者からの更なる被害
⑤捜査・裁判に伴う様々な問題（負担）

①心身の不調

〔直後〕

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。その結果、下記のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある（ドキドキする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる）

※周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

〔中長期〕

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

【精神的な不調の例】

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

【身体的な不調の例】

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

〔子どもの場合〕

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合がありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたいがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

②生活上の問題

ア 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

イ 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

ウ 経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します。さらに長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

エ 家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょう

だいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

ア 近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、犯罪被害者等支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

イ 支援者

日々犯罪被害者等支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得のいく支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など、犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度が見られない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

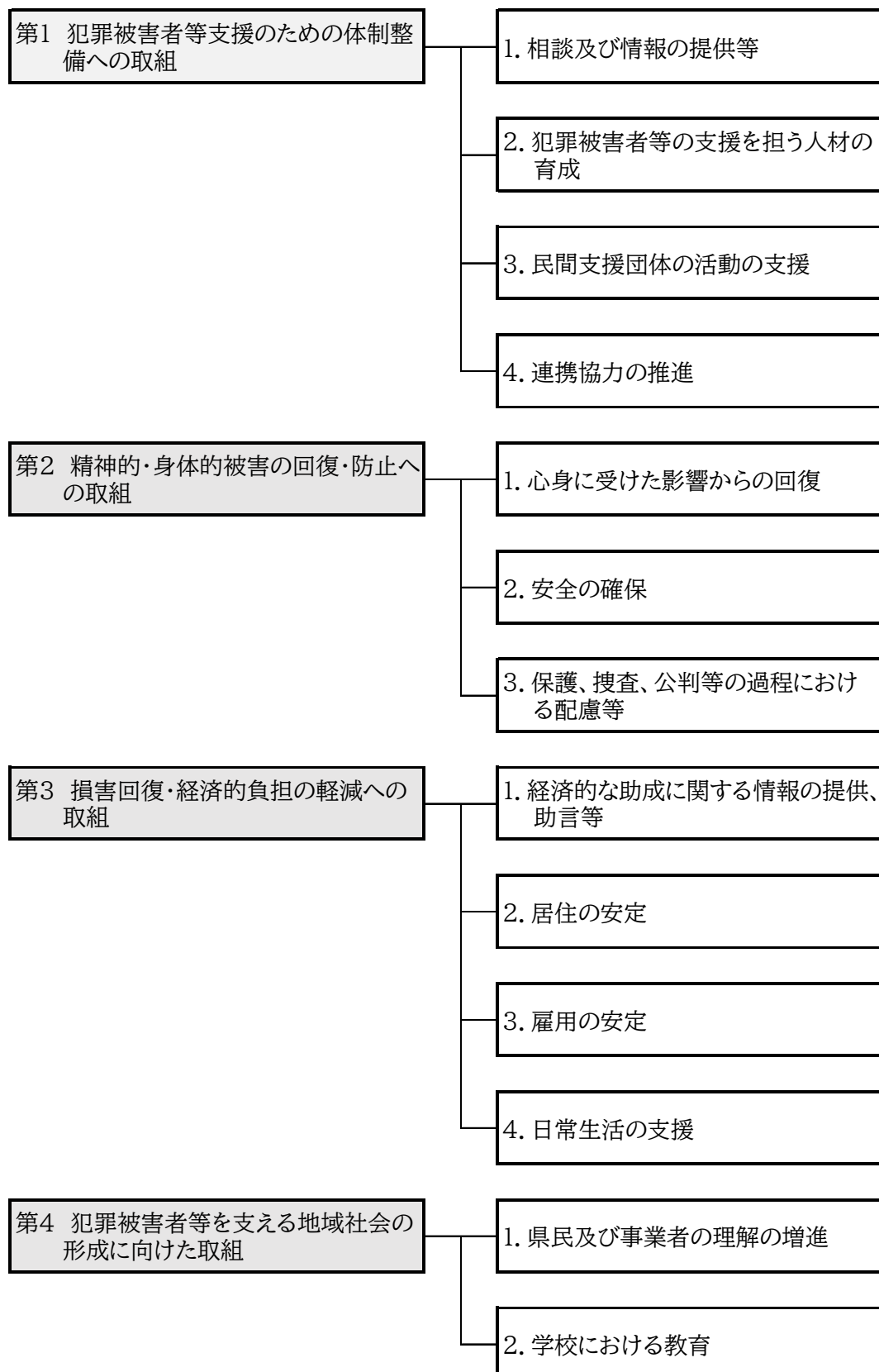
捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼しない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

第3章 重点課題と基本的施策の体系

県条例に規定する基本的施策を下表のように4つの重点課題ごとに位置づけて、推進します。



第4章 犯罪被害者等支援に向けた具体的施策

第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（第11条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、生命、身体、財産上の直接的な被害に加え、心にも大きな傷を受けます。

そのように直面している状況を十分に理解できず、何をすべきなのか分からない、あるいはどこに相談すればよいか分からない状況の中で、必要な支援が受けられない不利益を受けるおそれがあります。加えて、時間の経過とともに求められる支援の内容も変化していきます。

また、そのような犯罪被害者等に代わって、友人、知り合い、恋人、内縁関係者が相談に訪れることもあります。

そのため、犯罪被害者等に対する必要な支援に関して相談を受けたり、情報提供を行うなどして、必要な支援を途切れることなく実施できるようにする必要があります。

（2）具体的な取組

①総合的対応窓口における相談対応

総合的対応窓口において、犯罪被害者等やその他犯罪等により支援が必要と認められる方からの相談に応じるとともに、市町村や専門機関等の適切な機関へ取り次ぎます。

また、県のホームページにおいて、県や市町村、関係団体の相談先等について、必要な情報を提供します。（人権同和対策課）

②人権啓発センターにおける相談対応

犯罪被害者等をはじめとする人権に関する相談窓口として必要な助言を行うとともに、専門相談機関等へ的確に引き継ぐよう、連携を図ります。

また、「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」等、人権擁護機関が実施する人権相談や、人権侵害事件の調査救済制度について周知します。（人権同和対策課）

③警察における相談体制の充実等

全国統一の警察相談専用電話「#9110」、性犯罪相談ダイヤル「#8103」、少年相談等の相談窓口の周知を徹底し、適切な相談受理等の充実を図ります。(警察本部)

④犯罪被害者等早期援助団体との連携・協力

犯罪被害者等支援の過程における秘密が守られることなどを犯罪被害者等に十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。(警察本部)

⑤犯罪発生状況等の情報提供の実施

身近な地域で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声かけ、ひったくり等の発生状況をインターネットや携帯電話のメール機能等を利用して情報を発信します。(警察本部)

⑥性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」

性暴力被害者等の心身の負担が軽減され、安心して相談、医療、カウンセリングなどを受けることができるよう、性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」において総合的な支援を行います。(生活・協働・男女参画課)

⑦妊娠総合相談支援

思いがけない妊娠等に不安を持つ方に対し、総合的な相談・支援を行っている県保健所及び女性専門相談センター「スマイル」において、緊急避妊を必要とする方がその方法等に関する情報を得られるよう、情報提供を行います。(健康増進課)

⑧配偶者暴力相談支援センター等における相談及び情報提供

配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者それぞれの状況に応じた迅速で安全な保護体制を強化するとともに、自立に必要な情報提供及び助言等による支援を推進します。また、相談窓口について記載したリーフレットを作成・配布するなど、様々な媒体による支援情報の提供に努めます。(こども家庭課、生活・協働・男女参画課)

⑨児童虐待通告に関する対応の充実

児童相談所への児童虐待通告に対して、24 時間 365 日対応できる体制を整備します。(こども家庭課)

⑩学校内における相談体制の充実

県内各学校に配置・派遣しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにより、被害児童生徒が校内において必要に応じたカウンセリングが受けられる体制を整備します。

また、スクールカウンセラーが配置された学校においては教職員を対象とした研修を実施することで、教職員の教育相談に関する資質の向上を図ります。

更に、重篤な事案発生の際には緊急的にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の心のケアに努めます。(人権同和教育課)

⑪学校外における相談窓口の充実

教育研修センターにおける教育相談窓口「ふれあいコール」及び「24 時間子供 SOS ダイアル」により、学校外における相談体制を整備します。

また、教育研修センターに心理の専門家を配置することで、専門的な立場から被害児童生徒が相談できる窓口の充実に努めます。(人権同和教育課)

⑫交通事故相談所

交通事故被害者に対して損害賠償、示談、保険請求等に関する相談及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。(生活・協働・男女参画課)

⑬消費生活センター

悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、消費生活センターに相談員を配置し、面接、電話による県民からの消費生活に係る相談に対応します。(生活・協働・男女参画課)

⑭民生委員・児童委員による生活相談

犯罪被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、犯罪被害者等が自立した生活を営むことができるよう、生活等に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。(福祉保健課)

⑮高齢者権利擁護支援センターにおける相談対応

高齢者権利擁護支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターからの相談に応じ、困難事例については、県弁護士会及び県社会福祉士の会員から構成される高齢者虐待対応専門職チームを派遣する等の支援を行います。(長寿介護課 医療・介護連携推進室)

⑯障がい者権利擁護センター運営事業

市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族へ専門的な相談を行います。

また、障がい者福祉施設従事者・市町村職員に対する研修の実施等により、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。(障がい福祉課)

⑰外国人住民への行政・生活情報の提供

外国人住民の増加に伴い、生活者としての外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、行政・生活全般の情報提供や相談対応を多言語で一元的に行う「みやぎ外国人サポートセンター」を運営し、外国人住民が抱える様々な疑問や悩みに対して、国や市町村、関係機関等と連携しながら、相談対応等を行います。(オールみやぎ営業課)

2 犯罪被害者等の支援を担う人材の育成（第21条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に携わる人たちが、犯罪被害者等の置かれている状況を的確に理解するとともに、配慮に欠けた言動や無理解によって、二次被害を生じさせないようにする必要があります。

そのため、支援に携わる人たちが広く犯罪被害者等支援に関する必要な知識を習得し、犯罪被害者等支援に適切に対応できるよう、人材の育成を図ることが必要です。

（2）具体的な取組

①警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教養

警察職員を対象として各種教養時に、犯罪被害者等支援に関する資料を活用し、犯罪被害者等支援の意義、犯罪被害者等への支援要領、犯罪被害者等早期援助団体との連携要領等に関する教養を行います。（警察本部）

②犯罪被害者等早期援助団体の支援員に対する研修の充実

犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡しなど、犯罪被害者等に対する支援をマネジメントするコーディネーターとしての役割を担う、犯罪被害者等早期援助団体の支援員の育成を支援します。（警察本部）

③犯罪被害者等支援に携わる警察職員への心理的影響に対する配慮

犯罪被害者等支援に従事する警察職員は、犯罪被害者等に寄り添うことで、自らも同様のストレスを受けることがあることから、代理受傷に関する研修を行い、ストレスに備えさせるなどの配慮を行います。（警察本部）

④市町村職員等を対象とした会議、研修会の実施

市町村職員等を対象とした「市町村犯罪被害者等施策主管課長会議」を開催し、犯罪被害者等支援に関する情報提供を行うとともに、二次被害や代理受傷の防止を含む研修を実施し、各市町村に設置されている総合的対応窓口の機能の強化を図ります。

また、当該会議、研修会には、県の関係課職員等にも参加させ、職員の資質向上に努めます。（人権同和対策課）

⑤児童虐待防止に携わる関係者への研修の充実と児童相談所の専門性強化

児童虐待の早期発見、早期対応への意識の高揚を図るため、幼稚園、保育所、学校等の職員を対象とした研修を実施するとともに、児童相談所においては、高い専門性が求められる困難な事例への対応や、保護者への指導及び支援等が適切に行われるよう、職員の専門性を高めるための研修の充実を図ります。（こども家庭課）

⑥養護教諭等の資質の向上

健康教育（性に関する指導や心のケア等を含む）に関する研修を実施し、知識の習得や教育力の向上を図り、組織的な対応の充実に努めます。（スポーツ振興課）

⑦市町村職員等を対象とした高齢者虐待防止に関する研修会の実施

市町村職員、地域包括支援センター職員、介護保険関係事業所の関係者等を対象とした高齢者虐待防止に関する研修会を実施し、関係職員の資質向上を図ります。（長寿介護課 医療・介護連携推進室）

⑧障がい者権利擁護センター運営事業【再掲】

市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族へ専門的な相談を行います。

また、障がい者福祉施設従事者・市町村職員に対する研修の実施等により、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。（障がい福祉課）

3 民間支援団体の活動の支援（第22条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等への支援を行う民間支援団体は、電話や面接等の相談業務のほか、病院、裁判所、法律相談等への付添い等、きめ細かな支援を行っております。

被害直後から中長期にわたって支援をおこなう民間支援団体は、犯罪被害者等支援に当たって欠かせない存在です。

このような民間支援団体の活動について、その果たす役割や活動への理解を広めていく必要があります。

（2）具体的な取組

①民間支援団体に対する基盤強化のための各種施策

民間支援団体に対し、研修会等への講師の派遣や、職員の技能向上のための助言・指導等のほか、民間支援団体の取組に関する県民への周知など、犯罪被害者等支援活動のための基盤強化に努めます。（警察本部）

②民間支援団体と連携・協力した広報啓発活動の推進

民間支援団体が開催するフォーラムや講演会等について、その趣旨に賛同できるものにあっては、その効果の波及性等も踏まえ、開催に協力するように努めます。（警察本部、人権同和対策課、人権同和教育課）

③民間支援団体の活動の周知・広報

民間支援団体の活動や、当該団体が開催するイベント等について、ホームページや「じんけんの風」などの広報媒体を活用し、広く一般に周知・広報することで、民間支援団体の活動を支援します。（人権同和対策課）

4 連携協力の推進（第4条第2項）

（1）現状と課題

犯罪被害者等が置かれた状況は、犯罪の種類や家族の状況、加害者との関係などにより異なり、また、必要とする支援もそれぞれ異なります。

また、犯罪被害者等に関する支援策は様々ありますが、支援に携わる関係機関の間でも支援内容について、情報共有が必要です。

県条例第4条第3項にあるように、犯罪被害者等がいずれの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう、国、県、市町村、民間支援団体、その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携、協力して、犯罪被害者等支援に取り組む必要があります。

（2）具体的な取組

①犯罪被害者等支援ネットワークの連携

犯罪の発生直後から犯罪被害者等のニーズに即応した支援活動を行い、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の促進並びに関係機関等とのネットワークを活用し、途切れることのない支援を実施します。（警察本部）

②関係機関・団体との連携協力の充実及び強化

犯罪被害者等の広範多岐にわたるニーズに応えるために、関係機関・団体と構成する「宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会」及び「警察署犯罪被害者等支援連絡協議会」を効果的に運用し、地域における犯罪被害者等支援体制の連携強化に努めます。

また、メンバー間の連携及び相互の協力を強化するため、死傷者が多数に及ぶ事例等を想定した実戦的なシミュレーション訓練等を行います。（警察本部）

③市町村に対する情報提供、助言及び連携

市町村における地域の状況に応じた犯罪被害者等支援の実施に当たり、市町村の総合的対応窓口と連携して、必要な情報の提供及び助言その他の協力を行います。（人権同和対策課）

④DV 被害者保護支援ネットワーク会議の充実

DV被害者に対し必要な支援を行い、適切な対応が実施できるよう、DV被害者保護支援ネットワーク会議を構成する関係機関、団体等とのより一層の連携強化を図るとともに、同会議の地区別会議において、事例の検討等を行います。(こども家庭課)

⑤宮崎県高齢者虐待防止連絡会議における関係機関との連携体制の充実

「宮崎県高齢者虐待防止連絡会議」において、高齢者虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関との連携を図ります。(長寿介護課 医療・介護連携推進室)

⑥要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携体制の充実

各市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」において、児童虐待防止に携わる関係機関と当該児童等に関する情報や考え方を共有し、児童虐待の早期発見、早期対応を行います。(こども家庭課)

⑦障がい者権利擁護センター運営事業【再掲】

市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族へ専門的な相談を行います。

また、障がい者福祉施設従事者・市町村職員に対する研修の実施等により、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。(障がい福祉課)

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 心身に受けた影響からの回復（第12条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪により生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、財産を奪われる、といった直接的な被害を受けるだけでなく、犯罪等によって深刻な精神的ショックを受けることにより様々な心身の不調に陥る場合があります。

そのため、心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、適切な保健医療サービス、福祉サービスの提供が必要となります。

（2）具体的な取組

①犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施及び充実

犯罪により、大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対するカウンセリング体制について、関係機関・団体と連携を図りながら、その充実に努めます。（警察本部）

②犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供

犯罪被害者等が被害直後から専門的知識を有する専門家からの精神的ケアを受けることができるよう、犯罪被害者等の意向に沿いながら、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供を行います。（警察本部）

③性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」【再掲】

性暴力被害者等の心身の負担が軽減され、安心して相談、医療、カウンセリングなどを受けることができるよう、性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」において総合的な支援を行います。（生活・協働・男女参画課）

④高次脳機能障がい者への支援

高次脳機能障がい者が、身近な地域で診断を受け、充分なりハビリ等を受けることができるよう、対応可能な支援協力医療機関数を増やすとともに、就労支援機関や市町村等との連携を強化し、地域での支援ネットワークを充実させる取組を行います。

また、総合相談・支援機関である県身体障害者相談センターをはじめとする関係機関が連携して、相談支援や普及・啓発・研修事業のほか、家族会への支援等を行います。(障がい福祉課)

⑤こころの健康相談事業

精神保健福祉センターにおいて、保健師や公認心理師等の資格を持った職員が、相談者からの相談を電話で伺います。

また、必要に応じて精神保健福祉センター職員による面接相談や、精神科医師による診療相談を実施します。(障がい福祉課)

⑥医療機関に関する情報提供

県民が病院等の選択を適切に行えるよう、医療機関から提供された医療機能情報をインターネット上で提供します。(医療薬務課)

2 安全の確保（第14条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等の多くは、被害を受けた後も、再び同じ加害者から危害を加えられるのではないかという強い恐怖や不安を感じています。

そのため、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止し、安全が確保され、不安が解消されるための取組が必要です。

（2）具体的な取組

①犯罪被害者等に関する情報の保護

事件に関する報道発表を行う場合は、犯罪被害者等のプライバシーの保護、公益性等を総合的に勘案しつつ、個別案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。（警察本部）

②交番・駐在所等の警察官による犯罪被害者等への訪問活動の推進等

犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。（警察本部）

③再被害防止措置の推進

同じ加害者によって、再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、防犯指導や警戒等の再被害防止措置を講ずるとともに、関係機関と連携し、事案に応じて柔軟に対応します。（警察本部）

④ストーカー、DV、児童虐待等の事案への適切な対応

ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案、児童虐待等については、その危険性・切迫性を的確に判断し、被害者及びその家族等の安全確保を最優先に迅速かつ的確に対応します。（警察本部）

⑤DV被害者の一時保護の実施

被害者本人の状況、同伴家族の有無等を勘案し、女性相談所等において被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護を行います。（こども家庭課）

⑥児童相談所における子どもの安全確保を最優先にした一時保護

児童虐待を受けた子どもまたは児童虐待を受けている可能性のある子どもについて、児童相談所が関係機関と連携し、子どもの安全確保を最優先に適切な一時保護を行います。(こども家庭課)

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第17条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等による被害を受けた後、保護、捜査、公判等の過程において、受けた被害について何度も説明せざるを得なかったり、関係者からの配慮に欠けた言動による二次被害を受けたりして、つらい思いをすることがあります。

そのため、犯罪被害者等と関わる職員が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じて、捜査状況や刑事手続等に関する情報提供を行うなど、犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行う必要があります。

（2）具体的な取組

①保護対策の推進

暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じます。（警察本部）

②犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援

事件発生直後から被害者支援要員を指定し、事情聴取や病院等への付添い、相談対応、関係機関・団体への引継ぎ等、犯罪被害者等のニーズに即したきめ細やかな支援を行い、捜査の過程における負担の軽減に努めます。（警察本部）

③刑事手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者等へ刑事手続等に関する情報を提供する場合においては、犯罪被害者等のための制度を網羅的に分かりやすくまとめた「被害者の手引」を交付し、早期の情報提供に努めます。（警察本部）

④犯罪被害者等の心情に配慮した環境の整備

相談室や被害者支援用車両で事情聴取を行うなど、犯罪被害者等の心情に配慮した施設等の活用を図ります。（警察本部）

⑤性犯罪被害者の心情への配慮

性犯罪指定捜査員に男性警察官、女性警察官の両方を指定し、可能な限り被害者が希望する性別の警察官が対応できるよう配慮します。(警察本部)

⑥被害児童からの事情聴取における配慮

被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述確保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行うほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に配慮した取組を推進します。(警察本部)

⑦被害少年の精神的被害を回復するための継続的な支援の推進

被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間支援団体への紹介を行うとともに、少年補導員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を実施します。(警察本部)

第3 損害回復・経済的負担の軽減への取組

1 経済的な助成に関する情報の提供、助言等（第18条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪等の被害を受けることにより、働き手を失ったり、後遺症のために自ら仕事を続けられなくなることによる収入の途絶や、長期の入院や通院に伴う治療費、損害賠償請求を行う訴訟費用等の多額の負担により、経済的な困難に直面する場合があります。

そのため、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、損害賠償請求制度や各種の経済的支援制度について、適切に情報提供や助言等を行っていく必要があります。

（2）具体的な取組

①総合的対応窓口における情報提供

犯罪被害者や生活困窮者に対する経済的支援制度に関して、相談者の状況に応じて情報提供を行います。（人権同和対策課）

②日本司法支援センター（法テラス）宮崎地方事務所との連携と県民への周知

日本司法支援センター（法テラス）宮崎地方事務所との連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や、無料法律相談の活用について、周知に努めます。（人権同和対策課）

③「被害者の手引」を活用した情報提供

犯罪被害者等が最も支援を必要とする事件直後において、犯罪被害者等が必要とする情報を得られるように、被害者支援に関する各種制度や相談窓口等の情報が記載されている「被害者の手引」を積極的に交付します。（警察本部）

④犯罪被害給付制度の周知等

犯罪被害給付制度について、各種会合の機会や各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに、給付制度の対象となり得る犯罪被害者等に対しては、給付制度に関する権利や手続について十分な教示を行います。（警察本部）

⑤（公財）犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし、特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めます。（警察本部）

⑥医療費等の公費支出制度の周知等

犯罪被害に係る初診料や診断書料、緊急避妊に要する費用等の公費負担制度を適切かつ積極的に運用し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。（警察本部）

⑦性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」

警察への届出をしない性暴力被害者に対し、医療機関における初診料や診断書料、緊急避妊に要する費用等や、公認心理師・臨床心理士によるカウンセリング費用、弁護士による法律相談費用の公費負担を行います。（生活・協働・男女参画課）

⑧暴力団犯罪による被害回復の支援

宮崎県暴力追放センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図ります。（警察本部）

⑨司法解剖に伴う公費負担

司法解剖後の遺体搬送費の公費負担制度の活用を図ります。（警察本部）

⑩交通事故相談所【再掲】

交通事故被害者に対して損害賠償、示談、保険請求等に関する相談及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。（生活・協働・男女参画課）

⑪交通遺児寄附金事業

両親又はいずれかの親が陸上の交通事故により亡くなった子どもに対して、激励品の配付や入学、卒業祝金等の支給を行います。（生活・協働・男女参画課）

⑫消費生活センター【再掲】

悪質商法や不当な取引行為による消費者被害の救済を図るために、消費生活センターに相談員を配置し、面接、電話による県民からの消費生活に係る相談に対応します。（生活・協働・男女参画課）

2 居住の安定（第15条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場になったり、逮捕されていない加害者に自宅を知られることによる再被害のおそれがあるなど、様々な要因により、引っ越しを余儀なくされる場合があります。

しかし、被害による経済的困窮や事件後のショックにより、新たに居住先を自ら探すことが困難な状況にある場合には、一時的あるいは中長期的な住居の確保を行う必要があります。

（2）具体的な取組

①被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場となり、再被害のおそれがあるなど、自宅での居住が困難で、自ら居住場所を確保できない場合等に、犯罪被害者等が一時的に避難するための宿泊場所の確保に努めます。（警察本部）

②県営住宅への優先入居及び一時入居

犯罪被害者等に対し、入居者選考時の抽選における当選倍率を優遇します。また、犯罪被害者等が緊急に県営住宅に入居する必要がある場合は、原則として1年を超えない期間で一時的な県営住宅の使用許可を実施します。（建築住宅課）

3 雇用の安定（第16条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等は、身体的・精神的被害により仕事が手に付かなくなる、あるいは治療のための入院や通院、捜査や裁判への協力等により、従前のように仕事に取り組むことが難しくなることが少なくありません。

その結果、事業者の無理解によって一方的に解雇されたり、仕事を辞めざるを得なくなる状況に追い込まれることがあります。

そのため、事業主が犯罪被害者等への理解を深めるための取組や、犯罪被害者等に対する各種就労支援を行っていく必要があります。

（2）具体的な取組

①被害回復のための休暇制度の周知

犯罪被害等に遭った労働者の精神的・身体的被害等の二次的被害の防止や、仕事の継続を図るため、精神的・身体的被害回復のための休暇制度について、国における施策を踏まえて制度の周知を行います。（雇用労働政策課）

②犯罪被害者等の就職に関する支援

「ヤングJOBサポートみやぎき」において、犯罪被害者等を含む若年者の方を対象に就職相談を受け、助言等や就職関連情報の提供を行います。

また、「みやぎき女性・高齢者就業支援センター」において、女性や高齢者の方を対象に就職相談への対応や求人情報とのマッチングを行います。（雇用労働政策課）

③労働相談及び個別労働紛争への対応

犯罪被害者等を含む労働者や使用者からの労働問題に関する様々な相談を受け、適切な助言等を行うとともに、相談だけでは解決が困難な個別労働紛争についてはあっせん（宮崎県から宮崎県労働委員会へ事務委任）による解決を図ります。（雇用労働政策課）

4 日常生活の支援（第13条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等は受けた被害によって、身体的、精神的に不調な中で、入院や通院を行ったり、捜査への協力、出廷等の手続を行うことにより、家事、育児、介護等が手に付かなくなり、日常生活に支障を来すことがあります。

そのため、犯罪被害者等の負担が少しでも軽減できるように、日常生活の支援に取り組む必要があります。

（2）具体的な取組

①生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、市及び県が設置する生活困窮者自立相談支援機関において、最低限度の生活を維持することができないおそれのある方々の自立に向けた相談・支援を実施します。（福祉保健課）

②市町村と連携した支援制度の活用

市町村の総合的対応窓口と連携して、市町村が実施している介護サービスや育児サービス等、各種の生活支援制度に関する情報提供を行います。（人権同和対策課）

③民間支援団体が行う直接支援等の情報提供

民間支援団体が行っている付添支援等の直接的支援や相談支援等の情報提供に努めます。（警察本部）

④民生委員・児童委員による生活相談【再掲】

犯罪被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、犯罪被害者等が自立した生活を営むことができるよう、生活等に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。（福祉保健課）

第4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組

1 県民及び事業者の理解の増進（第19条）

（1）現状と課題

犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、周囲の無理解や心ない言動などによる二次被害を防止するため、地域社会全体が犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性をよく理解する必要があります。しかし、一方では、犯罪被害者等の置かれている立場等を直接知る機会は少なく、県民及び事業者の理解や関心は十分とは言えない状況です。

そのため、多くの県民及び事業者が、犯罪被害者等に対する理解を深めることができるよう、幅広く啓発活動に取り組む必要があります。

（2）具体的な取組

①犯罪被害者等の人権に関する啓発

犯罪被害者等の人権問題に関する啓発を目的に、広く県民を対象とした講座を開催するとともに、県、公社等の幹部職員研修や企業、団体等の人権啓発担当者研修において講座を開催します。

また、「人権週間」（12月4日～12月10日）を中心に、犯罪被害者等の人権問題を含む人権問題全般に関する広報啓発活動を行います。

人権啓発センターにおいて関連書籍、DVDを閲覧・貸出して理解向上に努めます。（人権同和対策課）

②犯罪被害者等支援に関する広報・啓発事業

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）におけるイベント等を通じて、市町村及び関係機関・団体と連携して、犯罪被害者等支援の広報啓発活動を行います。（警察本部）

③各種広報媒体を活用した犯罪被害者等の広報啓発の充実

広報誌や防犯メール等の各種媒体を用いて、犯罪被害者等に関する広報啓発の充実に努めます。（警察本部）

④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～11月25日）のほか、様々な機会を捉え、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。（生活・協働・男女参画課）

⑤配偶者等からの暴力防止

DVを未然に防止するための広報・啓発を進めるとともに、DVに関する相談窓口の周知を図ります。

また、中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、交際相手からの暴力（デートDV）の防止に関する広報・啓発を進めます。（生活・協働・男女参画課）

⑥児童虐待防止に対する意識啓発

「児童虐待防止推進月間」（11月）を中心に、保護者などによる体罰が法律で禁止されたことや、体罰によらない子育ての重要性について、県民に広く啓発を行うことにより、虐待を許さない社会づくりを進めます。

（こども家庭課）

⑦みやざき家庭教育サポート推進事業

「宮崎県家庭教育支援条例」の周知や「みやざき家庭教育サポートプログラム」の活用を通して、子どもへのしつけや関わり方、人権など、生命や家族を大切にすることを学習する機会や情報を提供します。また、地域の多様な人材の活用・育成を図りながら、地域ぐるみによる家庭教育を支える環境づくりを推進します。（生涯学習課）

⑧人権教育総合推進事業

「宮崎県人権教育基本方針」に基づき、人権教育に関する市町村訪問や人権教育担当者等の研修を通して、犯罪被害者の人権問題も含め、社会教育における人権教育の一層の推進に努めます。（生涯学習課）

⑨交通安全運動期間における広報・啓発

各季の交通安全運動期間を中心に、各種広報活動を実施し、交通事故被害者支援の啓発を推進します。（生活・協働・男女参画課）

⑩障がい者権利擁護センター運営事業【再掲】

市町村や労働局等の関係機関との連携を図り、県障がい者権利擁護センターを拠点として、障がい者やその家族へ専門的な相談を行います。

また、障がい者福祉施設従事者・市町村職員に対する研修の実施等により、障がい者等に対する虐待の防止を図るとともに、権利擁護に関する意識の啓発に努めます。（障がい福祉課）

2 学校における教育（第20条）

（1）現状と課題

児童生徒が犯罪被害者等になった場合は、成人と比べて心身により大きな影響を受ける可能性がありますので、周囲の児童生徒への影響も考慮しながら、十分な配慮を行う必要があります。

また、児童生徒が将来、加害者にも被害者にもならないために、犯罪被害者等の置かれた状況について、学校における教育の中で理解を深める必要があります。

（2）具体的な取組

①学校における人権教育の推進

「宮崎県人権教育・啓発推進方針」及び「宮崎県人権教育基本方針」に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含めた様々な人権問題についての基本的認識を深めるための人権教育を推進します。（人権同和教育課）

②学校におけるいのちを大切にす教育の推進

「宮崎県教育振興基本計画」に基づき、生命尊重に関する指導やいのちの大切さを実感できる学習に取り組むことで、学校におけるいのちを大切にす教育を推進します。（人権同和教育課）

③学校内における教育の充実

犯罪被害のきっかけとなりやすいSNSの利用に関して、専門家を各学校に派遣し、児童生徒のリテラシーの向上を図ります。

また、犯罪の被害者にも加害者にもならないための「いのちの安全教育」の充実を図ります。（人権同和教育課）

④次世代を担う若年層を対象とした被害者支援の理解の増進

中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の想いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける「命の大切さを学ぶ教室」等を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力の確保や規範意識の向上に努めます。

また、大学生等を対象に、犯罪被害者等支援に関する講話等を積極的に実施するとともに、様々な機会を利用して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。（警察本部）

卷末資料

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよ

う支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等によ

り心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に
応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策
を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受
けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による
保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証
人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報
の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困
難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭
和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）への入居
における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪
被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を
講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する
手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進
捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充する
ための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事
件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者
等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪
被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるため
の訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備
等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者

等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第 24 条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第 25 条 会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

(会長)

第 26 条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 27 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 3 号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 28 条 前条第 1 項第 3 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 3 号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 29 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[※平成 17 年政令第 67 号により平成 17 年 4 月 1 日から施行]

附 則（平成 26 年 6 月 25 日法律第 79 号）抄
（施行期日等）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

2（略）

附 則（平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第 7 条の規定 公布の日

（政令への委任）

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

宮崎県犯罪被害者等支援条例（令和3年7月7日・条例第23号）

誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民全ての願いであり、本県では、犯罪等の抑止をはじめとする安全なまちづくりに向けた不断の努力が重ねられてきた。

しかしながら、現在も様々な犯罪等が跡を絶たない状況にあり、多くの方々が思いもよらず、犯罪被害者及びその家族や遺族となり、犯罪による直接的な被害を受けるだけでなく、それに伴い生じる精神的な苦痛や再び犯罪の被害に遭うことへの不安、さらに、周囲の無理解や心ない言動などによる二次被害にも苦しみ、社会から孤立する状況も見られるところである。

このような状況に置かれた犯罪被害者等に対して、個人の尊厳にふさわしい処遇が保障され、早期に被害から回復し、平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、関係機関の連携の下、犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない、適切できめ細かな支援を行っていく必要がある。

また、この社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。そうした中、県民一人ひとりが、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれている状況についての理解を深めることで、連帯して共に支え合う精神にあふれた地域社会づくりを進めていく必要がある。

このような背景を踏まえ、犯罪被害者等支援のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、関係機関の連携の下、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、社会全体で犯罪被害者等を支えていく県民の意志を表明するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見又は無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、日常生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (5) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な日常生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の形成を促進すること。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、国、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものと緊密に連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に取り組むとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。
- 3 県は、前項の規定による取組に当たっては、犯罪被害者等がいずれの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものと

する。

- 4 県は、犯罪被害者等支援のために必要な範囲において、他の都道府県との情報の共有その他の連携に努めるものとする。

(市町村への協力)

第5条 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
 - (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要

な事項

- 3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 県は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等その他犯罪等により支援が必要と認められる者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、これらの者が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるよう、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（二次被害を含む。）を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第3条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置、関係機関への協力要請その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民及び事業者の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について県民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性に関する教育が学校において行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動の支援)

第22条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

制 定 経 過

年 月 日	事 項
令和2年 7月20日	閉会中 総務政策常任委員会 ・ 条例の制定について報告
令和2年 9月30日	第1回宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会 ・ 本県の犯罪被害者等支援の現状に関する説明 ・ 全国の条例制定状況及び制定済み都道府県条例の内容 ・ 条例で盛り込む内容の検討
令和2年11月10日	第2回宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会 ・ 条例の骨子（案）の説明
令和2年12月 3日	11月定例会県議会 総務政策常任委員会 ・ 条例の骨子（案）の説明
令和2年12月 8日 ～令和3年1月7日	条例の骨子（案）に関するパブリックコメントの実施 （7名の方より14件の意見提出）
令和3年 1月10日	第3回宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会 ・ 条例の骨子（案）に関するパブリックコメントの実施結果等について ・ 条例（案）について
令和3年 6月14日	6月定例会県議会（条例案提出）
令和3年 6月24日	6月定例会県議会 総務政策常任委員会 ・ 条例（案）の説明
令和3年 6月30日	6月定例会県議会において、条例（案）可決
令和3年 7月 7日	県公報掲載により条例が公布、施行
令和3年 7月19日	閉会中 総務政策常任委員会 ・ 条例に基づく基本計画の策定について報告

令和3年11月16日	第1回宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議幹事会 ・基本計画素案の内容について協議
令和3年11月24日	宮崎県犯罪被害者等支援基本計画策定懇話会書面開催
令和3年12月7日	県議会 総務政策常任委員会 ・基本計画素案の内容について報告
令和3年12月13日 ～令和4年1月12日	基本計画素案に関するに関するパブリックコメントの実施 (1名の方より13件の意見提出)
令和4年1月21日	宮崎県犯罪被害者等支援基本計画策定懇話会
令和4年2月2日	第2回宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議幹事会 ・基本計画案の内容について協議(書面審議)
令和4年2月9日	宮崎県犯罪被害者等支援連絡会議 ・基本計画案の内容について協議(書面審議)
令和4年3月9日	県議会 総務政策常任委員会 ・基本計画の策定について報告
令和4年4月1日	計画施行

宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会設置要綱

令和2年8月20日
総合政策部人権同和対策課

(設置)

第1条 「宮崎県犯罪被害者等支援条例(仮称)」(以下、「条例」という。)の制定に当たり、有識者の意見を求めるため、宮崎県犯罪被害者等支援条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、条例の制定に関する事項について検討を行う。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 委員会は、総合政策部長が招集する。

2 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 座長は、委員会を主宰する。

4 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、宮崎県総合政策部人権同和対策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月20日から施行し、令和3年3月31日限りその効力を失う。

(別表)

区分	所属	氏名
市代表	宮崎県市長会事務局長	下郡 嘉浩
町村代表	宮崎県町村会事務局長	別宮 隆
関係団体	(公社)みやぎき被害者支援センター理事長・弁護士	近藤 日出夫
	宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会会長・弁護士	田中 寛
	宮崎県地域婦人連絡協議会会長	谷口 由美繪
学識経験者	宮崎産業経営大学教授	大久保 哲
	九州保健福祉大学准教授	田中 陽子

※所属や役職名は、設置要綱制定当初のものであります。

宮崎県犯罪被害者等支援基本計画策定懇話会 設置要綱

令和3年11月24日
総合政策部人権同和対策課

(設置)

第1条 「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画（仮称）」（以下、「基本計画」という。）の制定に当たり、有識者の意見を求めるため、宮崎県犯罪被害者等支援基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇話会は、基本計画の策定に関する事項について検討を行う。

(構成)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 懇話会は、総合政策部長が招集する。

2 懇話会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 座長は、懇話会を主宰する。

4 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、宮崎県総合政策部人権同和対策課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総合政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月24日から施行し、令和4年3月31日限りその効力を失う。

(別表)

区分	所属	氏名
市代表	宮崎県市長会事務局長	下郡 嘉浩
町村代表	宮崎県町村会事務局長	別宮 隆
関係団体	(公社)みやざき被害者支援センター理事長・弁護士	近藤 日出夫
	宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会会長・弁護士	田中 寛
	宮崎県地域婦人連絡協議会会長	甲斐 恵子
学識経験者	宮崎産業経営大学教授	大久保 哲
	九州保健福祉大学准教授	田中 陽子

宮崎県内の犯罪被害者等相談窓口

1 県および市町村の相談窓口

県および市町村においては、犯罪等の被害者とそのご家族・ご遺族が、必要な公的支援をスムーズに受けられるよう、犯罪被害者等施策の総合的対応窓口を設置しています。

国・県・市町村の各種施策に関する情報提供を行うとともに、関係機関・団体との連絡調整を行なっています。

①県の窓口

部署名	電話番号	受付時間
総合政策部 人権同和対策課	0985-26-7067	平日 8:30~17:15

②市町村の窓口

市町村名	担当課	電話番号	受付時間
宮崎市	福祉部 福祉総務課	0985-21-1754	平日 8:30~17:15
都城市	総務部 総務課	0986-23-7183	平日 8:30~17:15
延岡市	企画部 人権推進課	0982-22-7002	平日 8:30~17:15
日南市	市民生活部 地域自治課	0987-31-1176	平日 8:30~17:15
小林市	市民生活部 市民課	0984-23-1141	平日 8:30~17:15
日向市	市民環境部 市民課	0982-66-1018	平日 8:30~17:15
串間市	危機管理課	0987-55-1120	平日 8:30~17:15
西都市	生活環境課	0983-43-1589	平日 8:30~17:15
えびの市	総務課	0984-35-3711	平日 8:30~17:15
三股町	総務課	0986-52-1112	平日 8:30~17:00
高原町	総合政策課	0984-42-2115	平日 8:30~17:15
国富町	総務課	0985-75-2016	平日 8:15~17:00
綾町	総務課	0985-77-1112	平日 8:30~17:15
高鍋町	総務課	0983-26-2022	平日 8:25~17:10
新富町	総務課	0983-33-6061	平日 8:30~17:15
西米良村	総務課	0983-36-1111	平日 8:30~17:00
木城町	総務財政課	0983-32-4725	平日 8:30~17:15
川南町	まちづくり課	0983-27-8002	平日 8:30~17:15

都農町	総務課	0983-25-5710	平日 8:30~17:15
門川町	総務課	0982-63-1140	平日 8:30~17:15
諸塚村	総務課	0982-65-1112	平日 8:15~17:00
椎葉村	総務課	0982-67-3201	平日 8:30~17:15
美郷町	総務課	0982-66-3601	平日 8:30~17:15
高千穂町	総務課	0982-73-1200	平日 8:30~17:15
日之影町	総務課	0982-87-3800	平日 8:30~17:15
五ヶ瀬町	総務課	0982-82-1700	平日 8:30~17:15

2 警察の相談窓口（警察本部・各警察署）

警察では、捜査を行う一方で、被害者のための支援活動を行っており、犯罪被害給付金の支給をはじめ、被害者等への情報の提供、被害者の精神的被害の回復への支援、捜査過程における被害者の二次的被害の防止・軽減などに取り組んでいます。

窓口名・警察署名	電話番号	備 考
犯罪被害者支援室 (県警本部)	0985-31-0110	県警察本部の代表電話番号
警察相談専用電話 (県警本部)	0985-26-9110 #9110	犯罪等による被害の未然防止や生活の安全に関する相談（24時間対応） ※短縮ダイヤル#9110は、発信地を管轄する都道府県警察の警察相談窓口につながります（全国共通）。
性犯罪相談ダイヤル (県警本部)	0985-31-8740 #8103 (ハートさん)	24時間受付 ※短縮ダイヤル#8103（ハートさん）は、発信地を管轄する都道府県警察の性犯罪相談電話につながります（全国共通）。
暴力ホットライン (県警本部)	0985-27-7110	暴力行為、暴力団に関する相談 受付時間：平日 9時00分～17時45分
宮崎北警察署	0985-27-0110	
宮崎南警察署	0985-50-0110	
日南警察署	0987-22-0110	
串間警察署	0987-72-0110	

都城警察署	0986-24-0110	
小林警察署	0984-23-0110	
えびの警察署	0984-33-0110	
高岡警察署	0985-82-4110	
西都警察署	0983-43-0110	
高鍋警察署	0983-22-0110	
日向警察署	0982-53-0110	
延岡警察署	0982-22-0110	
高千穂警察署	0982-72-0110	

3 援助団体の相談窓口

各援助団体では、犯罪等の被害者とそのご家族・ご遺族に対して様々な支援を行っており、いろいろな問題やお悩みなどに対応するよう、相談窓口を設置しています。

窓口名	電話番号 (相談専用電話)	備 考
公益社団法人みやぎき 被害者支援センター	0985-38-7830 (ミヤザキナヤマナシ)	受付時間 10時00分～16時00分 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く)
性暴力被害者支援センター さぽーとねっと宮崎	0985-38-8300 #8891 (はやくワンストップ)	受付時間 10時00分～16時00分 月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) ※短縮ダイヤル#8891(はやくワンストップ)は、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながります(全国共通)。
公益社団法人全国被害者 支援ネットワーク	0570-783-554 (なやみはここよ)	受付時間 7時30分～22時00分 毎日(12月29日～1月3日を除く)
日本司法支援センター 法テラス	0570-079714 (なくことないよ)	ダイヤル受付時間 平日9時00分～21時00分 土曜9時00分～17時00分